

令和4年調布市教育委員会第7回定例会会議録

1. 日 時 令和4年7月22日午前10時00分～午前11時05分（1時間05分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 長 補 佐 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 副 主 幹 兼 小 池 信 彦

図 書 副 館 長

図 書 館 副 主 幹 長 崎 光 利

図 書 館 副 主 幹 海 老 澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 細 川 真 彦

〈会議に付した事件〉

議案第25号 臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の解職について）

議案第26号 臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の委嘱について）

議案第27号 令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和4年調布市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の説明のための職員及びその席につきましては、この定例会に限り、配布資料のとおりとしますので、御了承をお願いいたします。

---

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

本日は、福谷委員は都合により欠席しておりますので、御了承を願います。

なお、本日の会議につきましては、教育長及び委員の過半数が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

---

日程第1 令和4年調布市教育委員会第7回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和4年調布市教育委員会第7回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、細川委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくをお願いいたします。

---

日程第2 協議題

令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について

○大和田教育長 次に、日程第2、協議題に入ります。

「令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について」、協議いたします。

初めに、特別支援学級で使用する教科用図書の採択の趣旨等について、所指導室長から説明願います。その後、説明員として出席している小野特別支援学級教科書調査委員会委員長から選定資料の概要についての説明と、それに対する質疑を行った上で、採択する教科用図書を選定いたしたいと思っております。このことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。そのように進めてまいります。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長　私からは、特別支援学級の教科書採択に当たっての趣旨について説明いたします。

小学校及び中学校の教科書採択につきましては、学校教育法第34条により、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないとされています。

調布市立学校の特別支援学級は、知的障害の児童・生徒を対象としており、知的障害特別支援学校に準じた特別の教育課程を編成しています。この特別の教育課程を届け出ている特別支援学級の教科書採択は、学校教育法附則第9条により、規定にかかわらず、条件を付けて一般図書を採択することができるかとされています。

この条件とは、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮することとし、その上でこれら以外の一般図書を採択することが適当であると判断された場合とされています。

また、特別支援学級では、児童・生徒の障害の実態等に考慮する必要があること。また、絶版などにより供給不能となった一般図書を補い、有益と思われる図書について選択をしていく必要があることから、毎年採択を行うこととなっています。

なお、7月11日の教科書調査運営委員会において、特別支援学級教科書調査委員会から、令和5年度に使用する特別支援学級の教科書採択に係る調査研究の御報告をいただきました。本日は、教科書調査運営委員会の結果を踏まえ、小野運営委員長から御説明をいただきます。

説明は以上でございます。

○大和田教育長　小野特別支援学級教科書調査委員会委員長。

○小野特別支援学級教科書調査委員会委員長　それでは、私から令和5年度に使用する調布市立小・中学校特別支援学級の教科書について、調査運営委員会の結果を報告いたします。

初めに、本日までの経緯について御報告いたします。

7月11日の教科書調査運営委員会において、特別支援学級教科書調査運営委員長から、資料1、補足資料にある各校からの調査研究報告書を基に、各学校の採択したい教科書を推薦していただきました。その後、有識者から御指導、御助言をいただきました。

有識者の先生からは、昨年度採択された検定本を継続していたり、学習内容の段階を考慮し、つながりのあるものを選定していたりしており、系統性があることや、中学校では

すべて検定本を選定して統一されており、指導の一貫性が感じられるものになっていること。また、教科書の採択の在り方に触れられ、学習のスタートラインである小学1年生は検定教科書で指導していきながら、児童の実態を踏まえ、随所で必要な教材を活用しながら指導していくことも1つの選択肢であるとの御助言をいただきました。

今後、検定本を学習でどの程度使用したか、児童・生徒への程度学習が定着したかについて検証していくことで、検定本を使用する意義等についての判断材料となり得ると、今後の教科書採択への展望も示していただきました。さらには、児童・生徒一人一人がどのような学びをしてきたのかを理解するためには、学年が上がるにつれてどのような教科書を使ってきたのかを蓄積していくことが必要であるとの御指導をいただきました。

つきましては、市立学校特別支援学級において、保護者からの御質問、有識者からの御指導、御助言を踏まえながら、教育委員会と連携し、特別支援学級の充実を図ってまいります。

それでは、次に、令和5年度に使用する特別支援学級の教科書について報告いたします。

運営委員会では、各学校から推薦が上がった教科書は各校の児童・生徒の実態に即した教科書となっているとの意見で一致しました。そこで、市立学校特別支援学級において、別紙のとおり、各学校からの推薦が上がった教科書を使用したい旨を教育委員会にお諮りすることとなりました。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。ここで委員の皆様から質疑、意見がございましたらお願いいたします。千田委員。

○千田委員 御説明ありがとうございました。児童・生徒の理解や実態に応じた図書の選定ということで毎年行われているわけですけれども、現場の先生方の御苦勞を想像しながら、実は昨年度もこういう資料が出されておりましたので、昨年度の報告書とのつながりを見ました。もちろん昨年度と同様であってもいいと思うのですけれども、より児童・生徒の理解に合わせたと思われる学級が私の目からは複数見られたので、先生方は頑張っているなど認識しました。一人一人の児童・生徒の実態に応じた選定が進んでいるのかなとうれしく思うものでした。

そこで、1つ質問させていただきたいことがあります。それは、この資料の第一小学校の2年生のページを見ますと、国語、書写、算数、音楽、道徳とありまして、また国語・言語、算数と、同じ2年生の中で2冊選定されています。ほかの学年を見ましても、やは

り2冊違う本が選定されている学年が6年生までございます。他校を見ましたら、他校は1学年に種目は1冊ずつです。

第一小学校の選定の仕方は他校と違うのですが、これについてどのような使われ方をされるのか、また、先ほど有識者の先生からの御指導があったということですがけれども、有識者の先生はどのようにおっしゃられているのか、また、これを指導室がこれからも推奨していく方向なのか。その辺り、教えていただければと思います。お願いします。

○大和田教育長 坂口指導室副主幹。

○坂口指導室副主幹 まず、最初に御質問のあった、1つの学年で2つの教科書の選定というところをお答えしたいと思います。

まず、この教科書について、1人の児童・生徒に2つの教科書が供与されるということはありません。1つの学年の中で2つあるというのは1人に2つではなくて、その学年の中で児童・生徒の実態に応じて分かれているということになります。これは一覧表なのですが、第一小学校の細かい報告書の中では、児童の実態に、文部科学省の検定本による学習をある程度工夫して積み上げることができる児童とともに、特に国語、算数等の教科においては当該学年の文部科学省検定本で学習するより、文部科学省著作本を活用して学習する方法が有効な児童も在籍しているとの報告がございました。

そのため、検定本による学習をするだけでなく、文部科学省著作本による指導も必要であるということで、この2点が選定として推薦されていると捉えていただければと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 今、御質問いただいた中の有識者の先生方に御指導いただいた内容について御説明させていただきます。

まず、先ほど小野委員長からもお話しいただいたところではありますけれども、昨年度から採択した検定本を継続して採用していたりだとか、学習内容の段階を考慮して、つながりのあるものを選定しているというところで、系統性があるというところであったり、指導の一貫性が感じられるものとなっているというお褒めの言葉をいただいたとともに、検定本の扱いについては、通常学級との交流事業を行う際にはぜひ活用していくこと、これは非常によいことですので、今後も続けていっていただきたいというお話をいただいております。

また、課題として、今後の検定本をどのように活用していくのか、その活用の頻度につ

いても検証していく必要があるのではないかとといったところで、今後の採択の在り方についても御示唆いただいたところです。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。児童一人一人の実態に応じてということになりますと、1冊ではなかなか難しいのだなということがよく分かりますし、学年2冊としてしまうと、系統性とかつながりの部分で難しさが出てくるということはよく分かりました。ただ、一人一人の児童から見ますと、学びというところでは、自分の実態に応じた教科書がそばにあるということはとても大事なことになってくるかなと思いますので、第一小学校は多分グループ分けをしながら授業を進めていらっしゃるのだろうと思いますけれども、この授業の在り方に注視していきたいなと思いました。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかに御質問等ございますか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 この選定にあって毎年のことではありますが、選定委員の先生方に大分御苦勞があったのではなかろうかなと感謝を申しあげるところでございます。

毎年のことではありますが、選定された教科用図書が有効、適切に利用、活用されることを強く望むところでございますが、その場合、選定委員の中に保護者の方がお二人いらっしゃるわけですが、何か御意見等があったのかどうか、分かる範囲で結構ですが、もしありましたらお教えいただければと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 本市においては、教科書調査運営委員会の委員の中に、保護者代表の方を2人委員として入っていただいております。先日7月11日に開催いたしました委員会において、保護者代表の方からも御意見等をいただきました。その中で保護者の方からは、児童・生徒の実態に沿って柔軟な採用について調布市として実施していただいているというところで感謝をいただいたところでもございます。並びに、有識者の先生からも、委員会の中に保護者の代表の方を入れる、そういった取り組みをされていることは大変素晴らしいことだと思いますとお褒めの言葉もいただいたところです。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 これを拝見しております、文科省の教科書、もしくは通常の学級と同じ

教科書を使っている学校と、そうでないものを独自に選ばれている学校、特に滝坂小学校  
中学年以降などはそういう教科書を選んでいるのですけれども、この辺について委員会  
中での御意見といたしましょうか、コメントがもし出たようであれば、お聞かせいただ  
きたいと思えます。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 今いただいた御意見についてですけれども、委員会の中  
でも、各学級において実態に応じて担当していただいている先生が選定にかかわって  
いただいております。今回提出している選定用の教科書としまして、そういった実態  
を考慮しながら、最善のものを選定していただいたと認識しております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ぱっと見させていただくと、随分違いがあるなと思えますので、そこ  
について何かコメントが出たのか、出ないのかというところを確認したかったのです  
けれども、柔軟に対応しているということで評価をいただいているということなので、  
そういうことなのだろうと受け止めております。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、  
それぞれの児童・生徒の障害や理解の程度に応じて、さらには児童・生徒の特性に  
応じて使用する教科用図書を選定する必要があると考えております。

また、事務局が課題として捉えております一人一人の児童・生徒の実態に応じた  
教科用図書を選定することができるよう、教科用図書にかかわる調査研究を、保  
護者の意見を参考にしながら継続的に取り組む必要があると捉えております。

今回の採択につきましては、今後の課題解決のための取り組みを踏まえながら、  
現状、児童・生徒と直接かかわっていらっしゃる担任の先生方の御意見を尊重  
することが最も重要であると判断されますことから、本件は原案どおり選定する  
ことといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案に基づき選定  
することと決定いたしました。



協議結果の採決については、この後、改めて議案として上程いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議案を作成するまでの間、しばらく休憩とさせていただきます。

それでは、午前10時30分再開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時25分

○大和田教育長 それでは、再開いたします。

ここで事務局より追加で資料の提出がありますので、追加日程及び追加議案を配布してください。

(資料配布)

○大和田教育長 お諮りいたします。この際、追加日程に記載しております議案第27号「令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を日程第5として追加するとともに、他の議案に先駆け、ただいまから審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

---

#### 日程第5 議案

議案第27号 令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○大和田教育長 議案第27号「令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。初めに、事務局から提案理由の説明を願います。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 議案第27号「令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、御説明いたします。

提案理由といたしましては、調布市教育委員会が令和5年度に調布市立小・中学校特別

支援学級で使用する教科用図書の採択を行うため提案するものであります。

使用する教科用図書の案につきましては、別紙を御覧ください。調布市教育委員会が採択を行う調布市立小・中学校特別支援学級の教科用図書の一覧でございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決定いたしました。

ただいまをもちまして採択が終了いたしました。採択に当たりましては、教科書調査運営委員会の委員の皆様には大変お骨折りをいただきましたこと、誠にありがとうございます。教育委員会を代表して心からお礼を申し上げます。本件にかかわられた関係者の方々に対しては、本日御出席の調査運営委員会の役員の方々からくれぐれもよろしくお伝えいただくようお願い申し上げます。

それでは、ここで樋川教科書調査運営委員会副委員長、小野特別支援学級教科書調査委員会委員長、梶山特別支援学級教科書調査委員会副委員長は公務の都合により退席いたします。どうもありがとうございました。

(教科書調査運営委員会役員退席)

○大和田教育長 それでは、議事を再開いたします。

### 日程第3 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、市川教育総務課長補佐から、令和4年第2回調布市市議会定例会について報告を願います。市川教育総務課長補佐。

○市川教育総務課長補佐 資料2を御覧ください。令和4年第2回調布市議会定例会は、

1に記載のとおり、会期を6月2日から6月17日までの16日間で開催されました。

2に記載の市長提出議案、市長報告が計22件、そのうち教育部関連の議案は、資料の表に記載のとおり、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の経営状況についてと、令和3年度調布市繰越明許費繰越計算書についてと、令和4年度調布市一般会計補正予算の計3件でありました。

3番の陳情は9件あり、そのうち教育部関連の議案はありませんでした。

裏面を御覧ください。4、一般質問は14人の議員から質問が出され、そのうち教育部関連としては3人の議員から質問を受けております。質問の要旨、答弁概要につきましては資料に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料3をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、7月8日現在の進捗状況の報告です。

2件の工事が完了し、引き渡しまで完了しました。

前回の定例会以降、新たに契約した工事については、学校教育施設では1ページ下段のNo. 9から2ページの下段、No. 19までの11件で、社会教育施設では3ページ、No. 21の1件となります。

契約しました工事の概要についてですが、1ページにお戻りいただきまして、No. 9は上ノ原小学校の体育館の屋根及び外壁を改修する工事です。

続きまして、2ページをお願いいたします。No. 10は北ノ台小学校で、北校舎の外壁を改修する工事です。No. 11は布田小学校で、給食の配膳時に使用する小荷物用昇降機の更新を行う工事です。

No. 12からNo. 14の3件は多摩川小学校で、No. 15からNo. 17までの3件は布田小学校においてそれぞれ校舎の増築工事を行います。

No. 18は富士見台小学校で、特別教室を普通教室に整備する工事で、No. 19は北ノ台小学校で校庭整備を行う工事となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。No. 21は八ヶ岳少年自然の家で、浄化槽の更新と併せ、給排水設備として厨房系統を除いて主にトイレ等の水回りの設備を改修する

工事です。2学期の移動教室が終了した後、施設を休館して改修工事を実施します。

続きまして、4ページをお願いいたします。No. 1の写真は第一小学校体育館改修工事の状況で、校庭内の一部に仮囲いを設置し、工事用のヤードを作る仮設工事が完了しました。この後、体育館の外部と内部の両方に仮設足場の設置を進めるほか、撤去作業を進める予定となっています。

No. 2の写真は西部公民館軒どい改修工事の施工状況で、建物の外部に仮設足場を設置する仮設工事が完了し、軒どいを改修する作業を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、調布市立小・中学校の臨時休業について報告をお願いします。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、調布市立小・中学校の臨時休業について報告いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の児童・生徒の感染者数は、7月2週目には前週の7割強、3週目は2週目の約2倍と急激な感染拡大となり、令和4年になってから1週間単位では最大となっておりました。臨時休業は、20日に終業式を迎え、現在は夏季休業中で実施しておりません。現在把握している7月中のみではありますが、小学校、中学校とも半数以上において、休校3校を含む延べ30回以上実施しております。

資料の調布市立学校における臨時休業状況（新型コロナウイルス感染症）をお願いいたします。令和4年7月20日15時時点ではありますが、報告させていただきます。

小学校においては学年閉鎖2、学級閉鎖2。中学校においては休校1、学年閉鎖1、学級閉鎖1の状況となっております。

なお、今後も感染拡大が見込まれておりますので、7月15日に夏季休業期間中の感染防止及び熱中症予防に関して、全児童・生徒の保護者へ児童・生徒の健康、安全を最優先とし、各家庭においても引き続き感染症対策等に御留意いただくよう学校安全・安心メールを送信しております。

説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和4年6月における市内小・中学校の事故等の報告について報告をお願いします。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは、令和4年6月における市内小・中学校の事故等の報告について申し上げます。資料4を御覧ください。

令和4年6月は、小学校8件、中学校5件、合計13件になります。

まず小学校についてですが、①発生日、6月2日木曜日、発生場所は階段、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年女子です。当該児童は、学級での下校指導後、階段を下りていたところ、足を滑らせて転倒しました。病院で受診し、右足首はく離骨折の診断を受けております。

②発生日、6月3日金曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象児童は第4学年女子です。当該児童は、体育授業中、体力テストのシャトルラン種目に取り組んでいたところ、呼吸が苦しくなり、その場に倒れ込みました。当該児童はマスクを外して運動をしておりました。病院で受診し、一過性虚血障害の診断を受けました。経過観察の指示を受けております。

③発生日、6月3日金曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象児童は第6学年女子です。当該児童は、体育授業中、体力テストにおけるシャトルラン種目に取り組んでいたところ、呼吸が苦しくなり、倒れ込みました。当該児童はマスクを外して運動しております。病院で受診し、過呼吸の診断を受けております。

④発生日、6月7日火曜日、発生場所は昇降口、学校管理内の事故になります。対象児童は第4学年男子です。当該児童は、下校時に昇降口から正門へと走っていったところ、他児童を避けようとして転倒しました。転倒した際に地面に歯を打ち付け、病院で受診し、左前歯欠損の診断を受けております。

⑤発生日、6月9日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第1学年女子です。当該児童は、体育授業中、雲梯をしていたところ、手が滑り落下し、顔面を地面に打ち付けました。歯のぐらつきが見られたため、病院で受診し、前歯の脱きゅうの診断を受けております。

⑥発生日、6月16日木曜日、発生場所は昇降口、学校管理内の事故になります。対象児童は第5学年男子です。当該児童は休み時間に校庭へ走って出ようとしたところ、当該児童自身の足に引っ掛かり転倒しました。転送した際に地面に歯を打ち付け、病院で受診し、前歯欠損の診断を受けております。

⑦発生日、6月21日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故となります。対象児童は第6学年男子。当該児童は、休み時間にジャングルジムで遊んでいた際に、腰を掛けようとして地面に落下し、鼻をジャングルジムの棒に打ち付けました。病院で受診し、鼻骨骨折の診断を受けております。

⑧発生日、6月30日木曜日、発生場所は山道、学校管理内の事故になります。対象児童

は第6学年女子。当該児童は、校外活動中に山道を登り始めたところ、体調不良になり、動けなくなりました。帯同していた看護師の応急手当て後、経過観察を行いました。回復が見られなかったため、救急搬送を行いました。病院で受診し、熱中症疑いの診断を受けております。点滴処置を受けた後、保護者とともに帰宅しました。翌日には状態も回復しております。

裏面を御覧ください。続いて中学校です。

①発生日、6月2日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故となります。対象生徒は第2学年女子です。当該生徒は、部活動中の長距離走の練習中にうずくまり、動けなくなりました。当該生徒は、2日前から頭痛と手のしびれの自覚症状がございました。病院で受診し、重度脱水症状と診断され、点滴処置を受けております。その後、症状は回復しております。

②発生日、6月3日金曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故となります。対象生徒は第3学年男子です。当該生徒は、保健体育科の授業中にリレーを行っていたところ、コーナーを曲がる際に足を滑らせ、右手を地面に着きました。右手首に痛みを感じ、保健室で応急処置を受けましたが、痛みが引かないため、病院で受診し、右手首橈骨骨折の診断を受けております。

③発生日、6月5日日曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象生徒は第1学年男子。当該生徒は、部活動中に後ろ向きで走る準備運動をしていたところ、足がもつれて転倒しました。転倒した際に右手を床に着き、右手首を痛めました。その後、病院で受診し、右手首の骨折の診断を受けております。

④発生日、6月11日土曜日、発生場所は試合会場グラウンド、学校管理内の事故となります。対象生徒は第2学年男子です。当該生徒は、部活動の試合中、対戦相手と交錯した際、対戦相手が当該生徒の足首に乗る状態で転倒しました。病院で受診し、右足首骨折の診断を受けております。

⑤発生日、6月18日土曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。当該生徒は第1学年女子。部活動中、120メートル走に取り組んでいたところ、体調が悪くなり、その場にしゃがみ込みました。保健室で体の冷却等応急処置を施した後、病院で受診し、熱中症と診断され、点滴処置を受けております。処置後、状態は回復しております。

報告は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般

に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。細川委員。

○細川委員　先ほど市立学校における臨時休業の報告がありました。この間、急激に感染者数が学校内でも増加している中で、休校も含めて休業が多くなっていたという事情があります。コロナの緊急事態宣言等が出されてからオンラインの授業が準備され、昨夏も随分推進されてきたところでありました。

今回の休業に当たってのオンライン授業の実施状況などが分かりましたら、御報告をいただきたいです。

○大和田教育長　所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長　私から市立小・中学校の学級閉鎖、学年閉鎖等におけるオンライン学習の状況について御説明申し上げます。

まず、7月に入ってからB A. 5株の感染急拡大は今年1月末から広がりまして、第6波を超えての臨時休業、学級・学年閉鎖の数となっております、そのスピードも非常に速かったということがございました。

その際にも、第6波のときもそうですけれども、どの学校においても臨時休業や学級・学年閉鎖が行われた場合は、子どもたちと学校とのつながりであったり、あとは子どもたちの学ぶ機会の確保のために、オンライン学習、ICTを活用しての学習を展開している、このことはどの学校でも行われておりました。また、今回も行われているところです。

ただ一方、特に臨時休業となった中学校の一部におきましては、オンライン学習の実施が難しい状況となってしまったということは教育委員会としても把握しているところでございます。これには様々な要因が重なったことがございまして、そのことについてお伝えさせていただきます。

まずは、中学生に配備しております端末ですけれども、昨年度末に不備があるということで、点検、さらには修理ということで、子どもたちのもとに戻っていないケースも複数ありました。また、今の新型ウイルス禍の状況であるということで、なかなか部品がそろわないということで、修理をしても三箇月後に端末が戻ってくるような状況になっております。

学校では、戻ってきていないお子さんに関しましては、学校の予備機を貸与して対応する。さらには、学校の予備機も不足してしまっているような状況がございましたので、教育委員会の予備機も貸与いたしまして対応してきたところでございます。1つはこのこと

でございます。

なので、すべての予備機を貸与してしまったということで、実は臨時休業をやっているときというよりも、臨時休業が終わった後、学校が再開されたときに、濃厚接触者であって、出席できないお子さんに対してオンラインでの授業配信をしていかなければならない、ハイブリッド対応が求められたわけですけれども、授業配信をする教師側、学校側の端末がない。今までは予備機で対応してきたものなのですが、その予備機がなかったということで配信できないというような状況になり、ハイブリッド対応ができなかったというようなことがございます。

これが学級閉鎖1クラスであったり、学年閉鎖という1つの学年であったということであればある程度対応が可能だったかなと思いますが、臨時休業という学校すべてが閉じてしまった、さらには予備機がなくなってしまったということで、このようなことに至ってしまったということがあります。

今回、学校の予備機がない、さらには教育委員会の予備機もないというようなことになってしまいまして、当該の学校におかれましては、課題提示であったり、紙ベースでの対応という形になってしまいました。この予備機の不足につきましては、非常に大きな課題であると教育委員会としても認識しております。今後、予備機購入について検討し、予算の確保に努めていきたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。保護者の立場からしても、オンライン授業がなされない状況があったことについては非常に心配する声が届いていました。そのような端末の問題があったということについてはあまり知られていないのではないかと思いますけれども、実際そういうことであるならば、修理に3箇月かかるとなると、出してしまうと、その間また何かあった場合には授業を受けられないでありますとか、授業中もし予備機等が出払ってしまいますと、それを使えない児童・生徒が出てくるということも考えられます。ということは、修理期間中の代替機を確保できるような契約でありますとか、またはハイブリッド等にする際にも、予備機で対応というよりも、学校での配信の端末をそろえるだとかというところも必要になってくるのではないかと思います。

先生方も最初の緊急事態宣言みたいにも、またそれ用にプリントを作って、ホームページにアップして、児童・生徒の側からしても、それでまた課題を家でやるのかというと、ちょっと難しい部分や働き方の部分でも厳しいところがあるかと思っておりますので、ぜひその



ような予算措置といいたいでしょうか、そういったところで市にも働きかけをしていただけるとありがたいと思うところです。

○大和田教育長　ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員　私からは、資料2の3ページ、武藤議員の質問の④番、「校庭や戸外の施設の維持保全の考えを伺う」という質問に対して、5ページのところでは、「計画的な校庭整備を進めてまいります」というお答えをされているのですが、学校へところどころ行ってみますと、校庭の芝生がとてもよく青々としている学校と、とても残念な学校とがございます。私も経験していますが、芝生の維持管理はとても難しく、いろいろな方の協力を得ながら進めていかないと大変だということは認識しているところなのですが、今かなり残念なところについて、このままにしておけば多分もう芝生は生えてこない状態になるのかなと思ったりもしてしまいます。

校庭は市民からもよく見えるところなので、対応していかなくてはいけないのではないかなと思いますが、今後、維持管理はどのように行っていくのか、また、そうしていくためにはどのような問題点があるのかを教えていただけたらと思います。お願いします。

○大和田教育長　関口施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長　まず校庭の芝生化については、東京都から補助金を頂きながら、維持管理については学校と地域の方々が連携して維持管理していくということで、調布市においても順次整備を進めてきた状況にあります。

原則、維持管理については学校にお任せする形にはなっておりますが、教育委員会事務局としても、市内の造園屋さんと業務委託を結び、月1回程度、学校の芝生の状況を確認しながら、生育等について専門的立場から学校にフィードバックするという形で今、維持管理の支援を行っている状況にあります。

また、芝については、夏に葉を付ける夏芝と、冬に葉を付ける冬柴の2種類を植えておりまして、季節の変わり目には種をまいたり、定期的に肥料を散布したり、あと、土が硬くならないように空気を入れるといったところも、この業務委託の中に入っている状況で維持管理をしている状況であります。

季節の変わり目に種をまいた際には、そのエリアを養生期間とって、使用を一定期間制限する、封鎖をしなければいけない状況もありますけれども、閉鎖をしてしまうと学校教育活動に影響が出てくることから、生育が十分にいかないまま開放しなければいけないといった課題もある中でなかなか生育が追いつかないという状況もあり、少しはげてしま

っているような状況が実態として、課題としてありますが、こうした状況の中で今、維持管理をしているという状況であります。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 委託はされているけれども、なかなか思うように進んでいない状況にあるということで、ただ、実際に悲しい状況の芝生が学校にあるというので、これは難しいながらも何とか方向性を定めて、できるところでやっていかないといけないだろうなと思いますが、課題として捉えて、解決策を何らかの形で見出していただけるとと思います。

例えば、地域学校協働本部などとの連携などもかなり有効なのかなと思いますけれども、児童数が増えている辺りも多分影響しているのだと思うと思います。すごくいろいろな複雑な問題が絡んでいるかなと思いますが、このままの状態がいいということではないという認識でいていただきたいなと思います。難しいですが。

○大和田教育長 ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料2の1ページのところですが、以前にもお尋ねしたのですけれども、いわゆる給食費の高騰に伴う学校給食補助金の問題です。今後も値上げで食材の高騰化というのがなかなか止まらない状況にあるわけですが、今後も補正で対応していかれるのかどうか。

それから、恐らく各学校は、栄養士さんたちが献立作成に大変御苦労されているであろうと思うわけですが、例えば米飯の数が増えたとか、小麦粉をあまり使わなくなった、油をあまり使わないとか、そこら辺りの御工夫をされている、苦労されているところの一端を御披露していただけないものかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大和田教育長 渡辺学務課主幹。

○渡辺学務課主幹 まず1点目ではありますが、食材費の高騰に伴う学校給食の食材費に対する保護者負担の軽減につきましては、今回、補正予算化に向けて、消費者物価指数という食材の物価の高騰状況を1つの指数として参考にして対応したというところがあります。今後につきましても、食材費の高騰の状況を踏まえながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところです。

続きまして、学校における取り組みにつきましては、奈尾教育長職務代理者御指摘のとおり、小麦粉が1つ大きく高騰しているという状況がございます。こうした中で、国におきましては米飯給食を推進していくということで、具体的には週3回ないし4回、こうした1つの指数を示しているところです。

調布市立学校におきましても、各学校において食材費を節約するというので、献立作成に留意しているところではありますが、米飯給食につきましても、各学校におきまして、国の指針を踏まえて適切に対応しているといった状況であると認識しております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。米飯が増えていくのは流れかなと捉えておりますけれども、それだけに調理師さんたちは御苦勞、余計に負担が増えるということも伺っているところがございます。

いずれにしましても、子どもたちには、1食とはいえ大変貴重な昼食であります。できるだけ工夫をしながら、栄養価を保ちながら、継続がなされていくように願っておりますし、また、補助金のほうも補正で対応されていくであろうと思っておりますけれども、なるべく保護者への負担も軽減できるような形で、今後とも御努力をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

---

#### 日程第4 諸報告

○大和田教育長 次に、日程第4、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料5から8となりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑、意見がないようですので、以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案

議案第25号 臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の解職について）

○大和田教育長 次に、日程第5、議案に入ります。議案第25号「臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の解職について）」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋所教育部副参事兼図書館長 議案第25号「臨時代理の承認について」、提案理由を御説明申しあげます。

本案は、調布市立図書館協議会委員について、お手元の資料のとおり、学校教育の関係者である松田恵子氏から辞任願が提出されたことから、当該委員の解職について臨時代理により処理をいたしました。つきましては、調布市教育委員会の権限・委任等に関する規則第4条第2項の規定により、承認をいただくため提案をするものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申しあげます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決定いたしました。

---

議案第26号 臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の委嘱について）

○大和田教育長 次に、議案第26号「臨時代理の承認について（調布市立図書館協議会委員の委嘱について）」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋所教育部副参事兼図書館長 議案第26号「臨時代理の承認について」、提案理由を御説明申しあげます。

本案は、調布市立図書館協議会委員につきまして、学校教育の関係者を新たに委嘱するため、図書館法第15条の規定により、候補者の委嘱について臨時代理により処理をいたしました。つきましては、調布市教育委員会の権限・委任等に関する規則第4条第2項の規定により、御承認をいただくため提案をするものであります。

委嘱をする者といたしましては、お手元に配布させていただいた資料のとおり、八島佳奈子氏でございます。八島氏は、調布市立柏野小学校教諭でありまして、調布市立小学校教育研究会図書館部に所属されており、同研究会からの推薦をいただいているものでございます。

任期につきましては、前任の委員の残任期間であります令和4年7月8日から令和5年8月31日までとなります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決定いたしました。

以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和4年調布市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の  
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員